

令和4年7月27日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 （４件）

- （１）定期監査の結果について、
- （２）史跡草津宿本陣整備懇話会委員の委託について
- （３）放課後子ども教室運営事業について
- （４）社会科副読本「わたしたちの草津」部分改訂について

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年6月15日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 遠 藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	草津第二保育所 矢橋ふたば子ども園 常盤子ども園 玉川子ども園 笠縫東子ども園
教育委員会	常盤小学校 矢倉小学校 南笠東小学校 志津南小学校 高穂中学校 老上中学校

(2) 監査の時期 令和4年4月18日から令和4年4月27日まで

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：草津第二保育所

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、決算書が作成されておらず、監査もされていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、決算書の作成や監査など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：矢橋ふたばこども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、決算書が作成されておらず、監査もされていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、決算書の作成や監査など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：常盤こども園

特になし

●監査対象：玉川こども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、「諸費」については、決算書が作成されていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、決算書の作成など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫東こども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いに関して、監査が行われていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、監査を行うなど適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：常盤小学校

- ① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：矢倉小学校

- ① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されておらず、監査が実施されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：南笠東小学校

- ① スポーツ振興センター会計は出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津南小学校

- ① スポーツ振興センター会計については、出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：高德中学校

- ① 学校徴収金等の取扱いに関し、多くの会計において、決算書が作成されていないので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：老上中学校

特になし

史跡草津宿本陣整備懇話会委員委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	青柳 周一	滋賀大学 経済学部教授
	石川 慎治	滋賀県立大学 人間文化学部教授
	大窪 健之	立命館大学 理工学部教授
	大場 修	立命館大学 衣笠総合研究機構教授
	小寄 善通	成安造形大学 学長
	杉本 宏	京都芸術大学 芸術学部教授
	高田 豊文	滋賀県立大学 環境科学部教授
	山本 理佳	立命館大学文学部准教授
所有者	田中 靖弘	史跡草津宿本陣
教育長が必要と認める者 (団体代表)	南 総一郎	草津市観光物産協会副会長
教育長が必要と認める者 (地域代表)	山田 毅	草津学区ひと・まちいきいき 協議会会長

任期 令和4年6月29日から『史跡草津宿本陣整備基本計画』に定める短期整備完了まで

史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣整備懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡草津宿本陣整備事業（以下「整備事業」という。）の検討を行うため、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員11人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡草津宿本陣所有者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 整備事業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

「放課後子ども教室」運営事業

「放課後子ども教室」は、放課後や週末等に小学校の空き教室や隣接する学童保育所を活用し、児童の居場所を設け、地域住民の参画を得て、すべての児童を対象に学習や交流・体験活動等を行う事業。

草津市では、文部科学省所管「学校を核とした地域力強化プラン」および厚生労働省所管「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体型で推進するため、平成30年度から児童生徒支援課所管の「放課後自習広場」に地域コーディネーターが関わり「放課後子ども教室」として実施してきたが、令和4年度は子ども・若者政策課と生涯学習課が連携して夏休みに事業を実施する。

生涯学習課は運営委員会に参画し、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の委嘱、保険の手続き、国県補助金事務を行う。

令和4年度「放課後子ども教室」運営事業

日時：8月2日（火） 第1回13：15～ 第2回15：15～
3日（水） 第1回13：15～ 第2回15：15～

場所：笠縫まちづくりセンター

内容：【からくりボックスを作ろう】

対 象：小学校1～2年生

定 員：各回5名（抽選・要申込）

参加費：800円

内 容：ギアの動きを確かめながら、ブロックを使って「動く」仕組みを考えます。

【LEGO ブロックのワニを動かそう】

対 象：小学校3～6年生

定 員：各回5名（抽選・要申込）

参加費：無料

内 容：LEGO ブロックでワニの組み立てを行い、動きをプログラミングします。

依頼先：草津05倶楽部

地域学校協働活動推進員：喜井尚美 氏（スポキッズ笠縫支援員）

国県補助金：滋賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（補助率2/3）

社会科副読本「わたしたちの草津」の内容

本紙の内容について(もくじ)

★草津市全体の地図

★3・4年生のみなさんへ

★学習の進め方

- 1 わたしたちの住んでいるところ
 - ・空から見た草津市の様子
- 2 わたしたちのくらしと まちではたらく人びと
 - ① 農家ではたらく人びとの仕事
 - ② 工場ではたらく人びとの仕事
 - ③ 店ではたらく人びとの仕事
 - ・地図帳の使い方
- 3 安全なくらしを守る
 - ① 火事から人びとを守る
 - ② 交通事故や事件をふせぐ
- 4 市のようにと くらしのうつりかわり
 - ① うつりかわる市とくらし
- 5 わたしたちの県
 - ① わたしたちの県の様子
- 6 健康なくらしを守る
 - ① くらしをささえる水
 - ② ごみのしやりと活用
- 7 自然災害から人びとを守る
 - ① 自然災害から命を守る
- 8 くらしの中に伝わる願い
 - ① わたしたちのまちに残る古い建物
 - ② わたしたちのまちに伝わる祭り
- 9 地いきの発てんにつくした人びと
 - ① 草津マンボをつくる
- 10 わたしたちの住んでいる県
 - ① 市や町をたずねよう

★草津市うつりかわり年表

★この本でしようかいされた QRコード

社会科副読本「わたしたちの草津」について

1 社会科副読本「わたしたちの草津」とは

- ・草津市内3・4年生の児童が社会科の学習で使用する副読本
- ・子どもたちが「ふるさと草津のことをより深く学び、誇りが持てるように」という思いを込めて作られている。

2 「わたしたちの草津」の編集作業について

- ・草津市内の各小学校の先生たちが担当
- ・教育研究所が事務局となって、編集作業を進めている。

3 令和5年度発行「わたしたちの草津」の部分改訂について

- ・学習指導要領に基づき、改訂された教科書の内容に伴い、主に次の2つの内容の見直しを行った。
 - 子どもたちの学習がより問題解決型になるように、単元構想に合わせた紙面構成の修正
 - 写真や統計資料の収集、最新の資料・データへの差し替え

部分改訂のポイント

① 「ESD の推進に向けた内容」

ESD の推進に向けて、子どもたちが社会の様々な問題に対して一人ひとり課題意識を持ち、その課題を解決するために調べたり、考えたりしていく PBL(問題解決型学習 problem-based-learning)が進められるように内容を修正した。

② 「SDGsの達成に向けて考える子どもをめざして編集」

SDGs で扱われている対象は、貧困、人権、環境、資源、エネルギー、防災・安全、多様性の尊重など、「わたしたちの草津」の内容と密接に関わっており、SDGs の達成に向けて、その視点に立った編集を行った。

③ 「市内の歴史的文化にふれ、郷土愛を深めるための工夫」

歴史的建造物や伝統的な文化、郷土芸能について詳しく学べるよう、必要な情報が掲載されているウェブサイトや QR コード(資料)にしたり、関係団体や機関と連携したりしながら内容の充実を図った。

4 今後について

- ・副読本については、印刷業社へ入稿し、5回以上の校正後、納品予定
- ・今年度の「わたしたちの草津」編集委員会では、市内の先生方に副読本を授業で活用してもらえよう、副読本に合わせた指導書を作成し、3月に副読本とともに配布予定